特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会

会長　大木 榮二郎　殿

**誓 約 書**

組織名／屋号：

部署名／役職名※１：

氏名：

(署名または記名押印)

弊社は、情報セキュリティサービス基準審査登録の申請者として、下記の点を遵守し、誠実にサービスの品質を維持することを誓約します。

1.　法令、経済産業省、および貴協会が定める情報セキュリティサービス基準審査登録に係る規程・規則類を遵守します。

2.　審査登録に関して弊社が貴協会に提出する情報は、客観的な事実に基づくものであることを約束します。

3.　照会又はサーベイランスをはじめとする経済産業省および貴協会からの要請に、誠実に対応します。

4.　本制度の主旨に反する言動（台帳登録をもって品質が保証されるなど）および本制度ならびに貴協会を貶める、あるいは業務を妨害するなどの行為を行いません。

5.　不適切な内容が申請登録されているときは、申請登録内容の修正申請を迅速かつ確実に行うとともに、貴協会からの指示、処分とそれにより生じる損害を受け入れます。

6.　別紙の行動宣言に基づき行動します。

２０　　年　　月　　日

※１法人の場合、誓約は代表取締役の名前で行って下さい。

情報セキュリティサービス事業者としての行動宣言

1．公正な情報セキュリティサービスが社会にとって有益なものとして機能するために行動します。

2．政府が、情報セキュリティサービスを安心して活用することができる環境を醸成するべく、情報セキュリティサービス基準及び情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準を策定したことを理解し、より品質の高いサービスを利用者に提供するように努めます。

３．法令を遵守するとともに、違法行為ならびに反社会的行為、もしくはそれらの行為を幇助することは行いません。

４．情報セキュリティサービス基準に適合する情報セキュリティサービスの提供状況の調査及び情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準に基づき審査を行う機関など、関係機関の信用を傷つけ、または情報セキュリティサービス産業界の不名誉となるような行為を行いません。

５．情報セキュリティサービス基準に適合する又は適合を申請する他の事業者の信用を傷つけるような行為を行いません。

６．雇用関係にかかわらず、その監督下にある情報セキュリティサービスを行う者に対し、専門能力を発揮し、適正な情報セキュリティサービスを行うよう指揮命令を行います。また、技術者の専門能力の向上に向け、適切な教育研修を実施するよう努めます。

７．組織体制を整備し、情報セキュリティサービス基準に沿いサービスを実施し、常に 一定水準以上の品質を確保するために適切な指導監督を行うなど、その品質管理に努めます。

８．情報セキュリティサービス基準への適合性に関して行われる政府機関又は審査機関の調査などに協力します。

９．上記の内容に違反した場合には、政府機関又は審査登録機関が決定した処分に従います。

組織名／屋号：

部署名／役職名※１：

氏名：

　　　　　　　　　　　(署名または記名押印)